

脱炭素・GREEN×EXPO・みどり環境・資源循環委員会記録  
【 速 報 版 】

令和8年2月12日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大桑正貴委員長 これより委員会を開会いたします。  
上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第115号議案の審査、採決

- 大桑正貴委員長 みどり環境局関係の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。  
初めに、市第115号議案を議題に供します。  
当局の説明を求めます。

市第115号議案 横浜市公園条例の一部改正

- 鈴木みどり環境局長 おはようございます。みどり環境局です。すみません、よろしく願いいたします。  
失礼しました。

それでは、市第115号議案、横浜市公園条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、議案書の69ページから71ページに記載をされておりますが、本日は右肩に資料1とある表題に市第115号議案、横浜市公園条例の一部改正と記載した資料により御説明をさせていただきます。次のページ、2ページを御覧ください。

青い帯のところにありますように、この横浜市公園条例の一部改正は、新吉田ふれあい公園における分区園の設置と指定管理者による管理に関するものになります。

1、改正の理由ですけれども、新吉田ふれあい公園は、令和9年度に港北区に開園予定の農園付公園になります。有料施設分区園を設置するとともに、当該公園の管理を指定管理者に行わせるため、横浜市公園条例を一部改正いたします。

2、改正の内容ですけれども、1、有料施設を規定する別表第1に同公園の分区園を追加いたします。

2、指定管理者による管理運営対象を規定する別表第2-2に同公園を追加いたします。

3、施行期日ですが、令和9年4月1日から施行いたします。

4、スケジュールですが、この議案が議決された場合、令和8年4月以降に指定管理者の募集、附属機関による指定候補者の選定を行います。令和8年12月には、令和8年第4回定例会において指定管理者の指定議案を提出させていただき、令和9年4月1日に同公園を開園、指定管理者による管理運営開始の予定であります。

下のほうに参考として公園の概要を載せておりますけれども、所在地は港北区新吉田東4丁目17番です。その右のほうですけれども、種別は近隣公園、公園面積は約9922平方メートルになります。

予定施設としては、分区園が個人用として35区画、団体用として2区画、協働農園が1区画、その他倉庫棟、展望広場等となります。

以上で、市第115号議案、横浜市公園条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

- **大桑正貴委員長**   ありがとうございます。  
説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **宇佐美さやか委員**   ありがとうございます。  
元の当該地区は、どういった土地だったのかというのを伺います。
- **鈴木みどり環境局長**   もともと農地だったところでした。農家の方が営んでいらっやったのですけれども、耕作がなかなか難しいという中で、これから先、農地や緑を残してほしいという話をいただく中で、このようになってきたという経過があります。
- **宇佐美さやか委員**   御寄附だと思うのですが、私の認識は合っていますでしょうか。
- **鈴木みどり環境局長**   こちらは、市街化区域ですけれども、購入ということできせてもらっております。
- **宇佐美さやか委員**   すみません、私の認識が間違っ。買ったということで、公園として緑じゃなくて農地を守るために購入するということを買われたと思うのですけれども、公園にするという意味があると思うので、そうであるならば誰もが無料で憩える農地付公園として整備をしていただきたいと思うのですけれども、この展望広場のほかに何か市民が憩える場所というのは造られるのでしょうか。
- **鈴木みどり環境局長**   今おっしゃっていただいた展望広場もそうなのですが、分区園として限られたところもあるのですが、それ以外のところ、展望広場もそうですし、周りの園路を含めた散策、あるいは健康遊具等も設置しますけれども、そういったところは通常の公園と同様に皆様にお使いいただけるというつくりになっております。
- **宇佐美さやか委員**   ほかに遊具も造るということで、市民が憩える公園として使える場所にしていただきたいと思っますので、この議案には公園を整備するという点において賛成なのですが、農園とかを使うためにはお金を払うということになると思うのです。そうすると、お金のあるなしで利用できる人と利用できない人というように線を引くような、稼ぐ公共的な考え方としては公として本来の役割は發揮できないと思うので、今後はしっかりと公の目的として役割を果たしていただきたいと思っますので、そこは要望しておきます。
- **大桑正貴委員長**   御要望ということで。  
他にいかがでしょうか。
- **花上喜代志委員**   この種の農園付公園は、今、横浜市内に何か所あるのですか。
- **鈴木みどり環境局長**   市でやっっているものは、大きく我々は14公園という言い方をしていますけれども、民間でも同じようなつくりでやっっているところもありますし、市内には多くあると思うのですが、公園を使っやっっているのは今は14と見ていただいよるしいかと。
- **花上喜代志委員**   この利用料についてですけれども、今考えられているのは幾らぐらいになるのか、その見通しを教えていただければと思っます。
- **鈴木みどり環境局長**   ありがとうございます。  
公園条例でこういった農園付公園の利用料の上限を定めておりまして、1平米1年間で上限を1500円としております。ここについても、まだこれから先、選定評価委員会でもここについての利用料というのは決まってくるのですけれども、想定では、個人用は1区画最大1年間で1万8000円かなとも見ております。

- **花上喜代志委員** これを含めて14か所、ほかのところも大体そのぐらゐの利用料と、このようになっているのですか。
- **鈴木みどり環境局長** これ以外に14というところで今カウントいただければよろしいかと思いますが、考え方としては今申し上げたようなところでできておりますので、微妙にそれぞれの公園で1区画の面積が違ってきますので、そういった点では利用料も異なるところはあります。
- **花上喜代志委員** 農業を継続できない方が横浜市内でもかなり増えてきていると承知しておりますので、それをこういう形で公園ということの中で農地利用をしていただくというのは、これは考え方としては正しいと思うので、今後もこの種の要望が地元から出たときにはしっかり対応していただきたいと思いますが、いかがですか。
- **鈴木みどり環境局長** ありがとうございます。  
公園が充足している、してないというバランスもありますし、農地をどのように農を生かしていくかというのがありますので、いろいろと地元の要望をしっかりと聞かせていただきながら進めていきたいと思っております。
- **花上喜代志委員** よろしくお願ひします。
- **大山しょうじ副委員長** 御説明ありがとうございます。  
港北区の地元ということなので、私のほうも幾つか確認させていただきたいのですが、既に他の委員からも質問があった部分で、それについては省きますが、まず分区園を追加とあるのですけれども、分区園という言葉、一般の市民の方にはなかなか聞き慣れない言葉なのですけれども、この分区園の意味というのを分かりやすく説明していただけますか。
- **藤田担当理事** いわゆる区画貸しにより市民農園的にお使いいただけるというものを、個人用、団体用、そして協働農園としても今回整備するという内容でございます。
- **大山しょうじ副委員長** 今ので市民の皆さんも分かったのか分からないのかあれですけれども、分かったということで捉えておきますが。  
それから、事業費なのですけれども、整備に当たって用地取得の部分と実際の整備の部分とあると思うのですけれども、それぞれトータルで結構なのですけれども、幾らぐらいなのかというのを。
- **藤田担当理事** 用地費、整備費、全体で15億6000万円余りという数字でございます。
- **大山しょうじ副委員長** 整備の部分と用地取得の部分というのですか、その辺りはどうなっていますか。
- **藤田担当理事** 整備費が8億3000万円、用地費が7億3000万円余りという形になってございます。
- **大山しょうじ副委員長** 最後に、その中でみどり基金を多分充当されていると思いますけれども、それぞれみどり基金をどれぐらい充当されているか、教えていただけますか。
- **藤田担当理事** 整備費につきましてはみどり基金が6億8800万円、そして用地費については5億3500万円、その合算がみどり基金として使っている部分でございます。
- **大山しょうじ副委員長** 結構、こういう公園ということで、多くみどり基金からということで確認をさせていただきます。結構です。ありがとうございました。
- **大桑正貴委員長** よろしいですか。
- **鈴木みどり環境局長** 補足をさせてください。  
トータルで15億ぐらゐかかっておるのですけれども、御存じの先生方もいるかもしれませんが、この場

所がかなり高台にあるところなのですね。周りの擁壁等安全対策にも、この公園を造るに当たっては随分整備が必要な部分がありまして、そういったところで費用をかけているという面があります。上の部分の実際の公園、分区園を含めたところというのは、また全体の中では一部というところになってきますけれども、安全対策も必要だったという経過がございます。よろしくお願ひいたします。

- 大桑正貴委員長 ありがとうございます。

では、他に発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大桑正貴委員長 それでは採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大桑正貴委員長 御異議ないものと認め、市第155号議案については原案可決と決定いたします。



#### ◎ 市第137号議案（関係部分）及び市第148号議案の審査、採決

- 大桑正貴委員長 次に、市第137号議案関係部分及び市第148号議案につきましては、説明の都合上、2件を一括議題に供します。

当局の説明を求めます。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

市第148号議案 令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算（第1号）

- 鈴木みどり環境局長 よろしくお願ひいたします。

それでは、市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号関係部分及び市第148号議案、令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算第1号について御説明をいたします。

本件につきましては、議案書の15ページ以降に記載をされておりますけれども、本日は右肩に資料2とあります表題に、この2つの議案の名称が出ております資料を使って説明をさせていただきます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、1、市第137号議案、一般会計歳入歳出補正予算補正について御説明いたします。

1、国補正予算などを踏まえた施設整備の公共施設の脱炭素化LED照明推進事業ですが、公共施設のLED化に向けた整備を前倒しで実施することとし、公園施設LED化事業を3億5800万円計上いたします。

次に、その下、2、事業の執行見込みに合わせた整理補正ですけれども、ア、事業費の増額補正として、ア、職員人件費を1億732万円増額します。これは、給与改定に伴う増額を行うものになります。

次に、イ、会計年度任用職員人件費を1011万円増額します。こちらのほうは、報酬改定に伴う増額を行うものになります。

3ページを御覧ください。

ウ、指定管理施設物価・賃金水準変動対応事業について、指定管理施設である公園・動物園に対し、物価及び賃金水準の変動に伴う経費上昇による増額を、公園施設別管理運営事業について1億1951万円、横浜市

立動物園管理運営事業について1億1058万円行うものになります。

次に、エ、みどり基金積立金を5895万円増額いたします。これは、令和6年度の横浜みどり税決算額確定に伴う積立金の増額を行うものになります。

次に、イ、その他事業費の減額補正等ですが、ア、みどり保全創造事業費会計繰出金を9500万円減額します。これは、公債費元利償還金の減に伴う繰出金の減額を行うものになります。

4ページを御覧いただきたいと思います。

掲載しております表は、ただいま御説明しました補正後の予算額等の一覧になります。後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、5ページを御覧ください。

2、市第137号議案、一般会計繰越明許費補正について御説明をいたします。表を御覧いただきたいと思います。

1行目ですけれども、公園整備事業では25億8300万円を、2行目の公園施設LED化事業では3億5800万円を、3行目の公園環境整備加速化事業では3400万円を、4行目のみどり保全創造事業費会計繰出金では500万円をそれぞれ設定いたします。

表の下に記載しておりますけれども、繰越しの理由としましては、関係機関や地元との調整に日時を要したこと等によるものになります。

続きまして、6ページを御覧ください。

3、市第148号議案、みどり保全創造事業費会計歳入歳出予算補正について御説明します。

1、事業の執行見込みに合わせた整理補正ですが、ア、みどり基金積立金について825万円増額いたします。これは、運用益の増に伴う積立金の増額を行うものになります。

次に、イ、元金・利子について9500万円減額をいたします。これは、公債費元金及び利子の減に伴う減額を行うものになります。

下の表につきましては、ただいま御説明しました補正後の予算額等の一覧になります。後ほど御覧ください。

7ページを御覧いただきたいと思います。

4、市第148号議案、みどり保全創造事業費会計繰越明許費補正について御説明をします。表を御覧ください。

1行目の緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業では25億9100万円を、2行目の農とふれあう場づくり事業では3億700万円を、3行目のまちなかでの緑の創出・育成事業では200万円を、4行目の緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業では4億5100万円をそれぞれ設定いたします。

表の下に記載がありますとおり、繰越しの理由としては、関係機関や地元との調整に日時を要したこと等によるものになります。

以上で、市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号関係部分及び市第148号議案、令和7年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算第1号について説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○ **大桑正貴委員長** ありがとうございました。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

- 宇佐美さやか委員 ありがとうございます。

国補正予算で脱炭素化LED照明推進事業を前倒しして公園や動物園の照明を整備していくことになるのですが、脱炭素化のためには急ぐというのは理解できるのですが、今この物価高の影響とか夏場のこの異常な暑さとか、最近では連日寒い日が続いている中で動物園の運営は本当に厳しいと思うのです。

1億1058万円というのを3園で割ると、今、約5300万円という金額になると思うのですが、動物園のほうに予算を回すということはできなかったのかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

- 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

動物園のところについても、物価・賃金水準を見るという中で、ここはしっかりと対応させていただいております。全体を通してどのようにバランスを取るかというのは大変難しいところもあると思いますけれども、我々はこういうタイミングでできることということでLED化のことも進めていきたいと思っております、もちろんそれは動物園を次に置いといてとか、そういうことではありませんので、両方しっかりと対応していきたいということで出させていただいております。

- 宇佐美さやか委員 指定管理者さんの指定管理料では賄い切れないほどの物価高騰になっているのじゃないか、そういう悲鳴は聞こえてこないかなと思うのですが、その点、指定管理者さんから何かお声は聞いていないのでしょうか。

- 鈴木みどり環境局長 こういった物価のこともそうですし、人件費の上昇のこともありますので、それがあななしに関わらず、我々は動物園と一緒に運営しておりますので、そこは意思疎通等はしっかりとしております。そういった中でそういう声も聞かせていただいておりますので、今回このように対応もしていきたいと考えているところです。

- 宇佐美さやか委員 3つの動物園を、他都市ではない大都市においては3つも、3園もあるのだよということをすごいPRしている裏で、頑張って達成、動物園の予算をつけたよとおっしゃっているのですが、指定管理者さんのほうからすると御苦労をおかけしているのじゃないかと思うのです。いろいろな声も聞こえてきますので、本当に御苦労されて運営されているという声をしっかり受け止めていただいて、せっかく国補正の予算、使い方という点においては市民のためというのと、働いていらっしゃる方というのと、動物のためにも使っていただきたいと思っております。

市第148号のほうになるのですが、緑地保全制度による指定の拡大をしていますよとおっしゃっているのですが、今年度はどれぐらいの面積を指定できたのかというのを伺います。

- 小田嶋公園緑地部長 本年度、R7年度の指定面積でございますが……少々お待ちください。
- 藤田担当理事 計画目標量を約36ヘクタールに置いてございますが、今年度末までにその目標を達成する、そういう見込みでございます。概要はそういう、以上でございます。
- 宇佐美さやか委員 達成できるのは分かったのですが、今年度中に36ヘクタールも指定できたという。
- 藤田担当理事 今、見込みを申し上げましたので、12月時点、1月時点でそれぞれ指定できているものもあれば、これから指定を最後調整していくという内容のものもございます。その見込みを含めて36ヘクタールと申し上げました。
- 宇佐美さやか委員 見込みに対して取得できた面積というのはどれぐらいになるのでしょうか。
- 鈴木みどり環境局長 すみません、時間がかかって申し訳ありません。今言ったように36という数字を掲

げながら、5年間で180という数字も持ちながら我々は進めておりますけれども、相手があって、それがうまく取得できるかどうかというような時期等もありますので、そういった中では調整事ですので、どのぐらい時間がかかるかというのは分からないところがあります。

今回の繰越明許につきましても、そういう中でもう少し時間をいただきたいというような調整案件については、このようにお話をさせていただいているというものですので、しっかりと進めていくというところでは我々もやっているところですし、目標については、そこはクリアできると思って今進めておりますので、数字はまた部長から。

- **小田嶋公園緑地部長** 失礼いたしました。取得面積でございますが、1月31日現在で12.1ヘクタール、令和7年度取得でございます。
- **宇佐美さやか委員** 目標を達成できるよということは伺ったのですが、先ほど局がおっしゃった相手さんとの交渉等がうまくいなくて、今おっしゃったように繰越明許費補正をするよというのは理解できませんでした。議案には賛成するのですが、みどり税の私たちは廃止を求めています。みどり税に頼るやり方では、市内の貴重な緑は守れないと思うのです。他都市では、こういう税を取らなくても緑地保全の取組は進めておられますし、本市も貴重な緑を守るために予算は一般会計で位置づけを高くして挑んでいただきたいということを改めて申し上げて、みどり税の廃止を改めて求めます。
- **久保和弘委員** 1点だけ確認で質問させていただきたいのですが、市第137号議案の中の公園環境の整備加速化事業の中の公園トイレ洋式化工事等ということがございますけれども、いわゆるトイレの洋式化のことでしょうか、市民の方からこのトイレの便座等についての様々な声はこれまでもあったと思いますので、その考え方で令和8年度予算の概要を伺った際に確認させていただいたときには、来年度はこの事業としては35棟と聞いておりますけれども、今後の洋式化の考え方、設置整備数の達成率とか、そういうところだけ確認させていただきたいと思います。
- **小田嶋公園緑地部長** 質問ありがとうございます。  
公園トイレの洋式化でございますが、令和7年度までに81%の公園トイレの洋式化がもう既に済んでおりまして、令和8年度の予算の中で88%まで進む予定でございます。令和10年度までで100%まで整備する見込みとなっております。
- **久保和弘委員** 改めて令和10年度ということで、非常にありがたいことで、これは評価できることかと思っておりますけれども、市民の声も受けてここはしっかりやっていただきたいということをお願いさせていただくと、あと、その上で指標、この整備数だけ、これだけ整備できたという数はもちろん非常に大事なことでありますけれども、例えばバリアフリー化の観点でどのように整備していくのか、車椅子の方ですとか、場合によってはオストメイトの方とかの対応があればよりよいと思うのですが、この指標として整備数、加えてユニバーサルなデザインという観点もあろうかと思っております。ここについて、最後にこれを御質問させていただきたいと思っております。
- **藤田担当理事** 御質問ありがとうございます。  
御指摘の点も踏まえて、トイレは個別に状況が全部違いますので、基本的には洋式化をしていくということ加速化するという事業を中心に進めてまいりますが、施設の建て替えですとか、あるいは内装も含めて、特殊洗浄をするとか、設備を入れ替えるとか、個別によってケースがございますので、御指摘の点を踏まえてそれぞれ進めてまいりたいと考えてございます。

- **久保和弘委員** そこはしっかりとやっていただくことをお願いしておきたいと思います。
- **こがゆ康弘委員** 1点だけ、市第148号議案の6ページの一番上、みどり基金の積立金の運用益の増という部分なのですが、みどり税は大体三十数億ぐらい入っていると思うのですが、そのうちのどのぐらいを運用されていて、要は残というか、実際にあるお金を運用していると思うのですが、その運用の考え方、今はどのようになっているのか伺いたいのですが。
- **相場戦略企画部長** みどり税につきましては、財政局と調整をしながら、すぐに使わない金額については運用するというのでやっておりますけれども、金額についてはお手元にご覧にございませんので、申し訳ございませんが、別途、御連絡させていただければと思います。
- **こがゆ康弘委員** すみません、僕の手元には実はあって、大体16億ぐらいを運用しているのですが、その運用の方法なのですけれども、いわゆる内部運用、繰替え運用というのですが、これがかなり多かったです。ただ、金利が安いのですよ。

今年、外部運用でかなり金利が高くなって、外部で運用しているということでこの部分が増えたということなのですが、今後、内部の運用というのももちろん財政局といろいろ調整しながらということだと思いますが、増える部分があるのであれば、外部の運用を増加するとか、今は金利が上がってきているので、そういう工夫も必要なんじゃないかなと思うのですが、その辺の考え方を伺います。

- **鈴木みどり環境局長** ありがとうございます。  
確かに委員がおっしゃっていただいたとおり、毎年の積立額の残というのは年間15～16億ぐらいありますので、それをどのように活用するかということで動いております。確かに外部が利率がある世界ということで、そこまた局面が変わってきているのかなとも思っておりますので、ぜひそういった活用も考えていきたいと思えます。同時に、内部でどう使えるかということも、一方でこれは大事なところですので、そこはまた市全体のことも考えながら動きたいと思えます。どうもありがとうございます。

- **こがゆ康弘委員** よろしくお願ひします。

- **大桑正貴委員長** よろしいですか。

他によろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第137号議案関係部分についてをお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

次に、市第148号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市第148号議案については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 新たな横浜市環境管理計画（素案）について

○ 大桑正貴委員長 次に、報告事項に入ります。

新たな横浜市環境管理計画素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

○ 鈴木みどり環境局長 それでは、新たな横浜市環境管理計画の素案について御説明をします。

資料としては、右肩に資料3とある表題に新たな横浜市環境管理計画素案についてと記載のある説明資料、それから別紙として素案の冊子を配付しております。

それでは、本日はこの資料3を使って説明をさせていただきたいと思います。

説明資料の2ページを御覧ください。

タイトルの次のページですけれども、1、策定の趣旨とあります。横浜市環境管理計画は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく総合計画です。環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、環境分野の中長期的な目標や方針を示しております。

現行の環境管理計画は令和7年度末で計画期間が終了となるため、令和22年度を目標年度とする新たな計画を策定いたします。環境創造審議会の答申などを踏まえまして素案を作成しましたので、御報告をさせていただきます。

続いて、3ページを御覧ください。

2、新たな計画の特徴について御説明します。

左側の青い四角の中の上段のほうですけれども、計画の推進方法とあります。基本的な理念や大きな方向性を共有していく計画とし、具体的な取組については個別計画で推進をしていきます。

左側下段の青い四角ですが、計画作成のコンセプトになります。行政はもとより、市民・企業の取組の指針となるような内容・文章表現・デザインとしています。市民目線で伝わる表現にするとともに、ボリュームを減らし、重要な部分をより分かりやすくなるよう作成をいたしました。

4ページを御覧いただきたいと思います。

3、新たな計画の構成についてですが、世界的な環境の課題であるカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーとそれを支える人づくりという4つの視点から目指す姿を描き、それを実現するための4つの方針という構成を取っております。また、環境問題を身近に感じていただけるよう、分かりやすいメッセージやイラストを使って表現しております。

下段の枠囲みの中ですが、第1章については未来の横浜の環境はとしており、すぐ右上にある青い吹き出しですけれども、環境課題を自分事化するための導入を記載しております。

第2章については地球環境の危機として、同じく右の青い吹き出しのところですが、世界と日本の環境の現状を記載しております。

また、第3章は横浜の環境の目指す姿として将来像の提示を記載し、右のほうに移りまして第4章は目指す姿の実現に向けた方針として、取組の方向性を方針1～方針4として記載をしております。

最後に、第5章ですが、横浜市環境管理計画についてとして、計画の位置づけなどの基礎的な情報を記載

しております。

本日は、第1章、第3章、第4章の概要について順次説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

第1章、未来の横浜の環境はについて説明をします。

計画の導入として、環境課題を自分事化してもらうため、横浜の環境を大切にしたい未来と、環境を大切にしない未来をイラストで記載しました。左のイラストは、環境を大切にしたい未来として、みんなで環境課題に取り組んだ未来のイメージになっております。それに対して右のイラストは、環境を大切にしない未来として、みんなで環境課題に取り組まなかった場合の未来のイメージになります。イラストにより直感的にイメージしてもらえようようにしております。

続いて、6ページを御覧ください。

第3章、横浜の環境の目指す姿について御説明します。

2040年の横浜の環境の目指す姿と、それを構成する4つの暮らし、それらを実現するための4つの方針を記載しています。

青い帯のところですが、自然と共に自分らしく、心地よく暮らせるまちを目指す姿とし、その下にそれを構成する4つの暮らしと4つの方針を記載しております。

左側上のところ、暮らし1は、気候変動に対応し、脱炭素が日常や地域に浸透している暮らしです。実現するための方針は、方針1、気候変動への対応としています。

その下の暮らし2は、環境を賢明に保全・創出し自然の恵みを楽しむ健康で快適な暮らしです。実現するための方針は、自然資本の保全・活用としています。

右側上の部分、暮らし3は、シェアと循環の仕組みで築く人と自然にちょうどよい暮らしです。方針は、循環経済への移行としています。

右下の暮らし4は、未来を育む人と人とのつながりや学びにあふれる暮らしです。方針は、人づくりとしています。

続いて、7ページを御覧ください。

こちらは第4章、目指す姿の実現に向けた方針として、ここからは4つの方針について御説明をします。

このページでは、方針1、気候変動への対応について説明をします。

趣旨・ポイントのところですが、社会・経済を構成する様々な分野と関わりが深く、多くの環境課題の解決に密接に関連する取組として、引き続き気候変動への対応を推進します。具体的な取組は、横浜市地球温暖化対策実行計画により推進していきます。

下の青い囲みの中を御覧いただきたいと思います。下のところですが、政策1-1、脱炭素社会の推進、1-2、気候変動への適応の2つを進めていきます。

8ページを御覧ください。

方針2、自然資本の保全・活用ですが、2022年に採択された世界目標を踏まえ、ネーチャーポジティブ社会の実現に向けて自然資本の保全・活用を推進します。また、引き続き環境管理計画を生物多様性地域戦略としても位置づけ、本方針を軸に推進していきます。

その下、青い囲みの中ですけれども、政策の2-1、安心・安全で心地よく過ごせる生活環境の実現、2-2、自然環境の保全・創出、2-3、自然の恵みへの理解と環境行動、2-4、自然環境を生かした魅力

づくりの4つを進めていきます。

続いて、9ページを御覧いただきたいと思います。

方針3、循環経済への移行になります。資源・エネルギー需要の増大などが世界全体で深刻化しており、環境・経済の両面から持続可能な社会の実現が必要となってきました。そこで、従来の直線的な経済モデルから、資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていくサーキュラーエコノミーへの移行を推進していきます。

下の青い囲みですが、政策3-1、循環型の暮らしと経済活動の推進、3-2、グローバルな循環型都市の実現の2つを進めていきます。

10ページを御覧いただきたいと思います。

方針4の人づくりですが、多様な環境課題の解決を進める人づくりを推進します。国の環境教育等の推進に関する基本的な方針を踏まえ、多様な主体との対話と協働やICTの活用などの取組を強化していきます。引き続き環境管理計画を環境教育等行動計画としても位置づけ、本方針を軸に推進していきます。

下の青い囲み、政策の4-1、未来を育む人を育てる、4-2、未来を育むつながりをつくり、環境活動を広げるの2つを進めていきます。

11ページを御覧いただきたいと思います。

今後の予定、4番ですけれども、今後、パブリックコメント等を行い、いただいた御意見を踏まえて原案を作成します。令和8年度に常任委員会で原案を御報告した後に、策定・公表の予定であります。

以上、新たな横浜市環境管理計画の素案について御報告をいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

- **大桑正貴委員長**      ありがとうございます。  
報告が終わりましたので質疑に入ります。
- **鴨志田啓介委員**    御説明ありがとうございます。

新たな計画の内容については、最新の世界の環境の状況や確保及び日本政府の取組、また横浜市環境創造審議会の答申も踏まえたものであり、妥当であると考えています。

今回の計画で主要なテーマとなっております気候変動、あと生物多様性、ネーチャーポジティブなどの自然資本、あと循環経済、サーキュラーエコノミーについては、私も令和4年度の決算特別委員会で、この三位一体が大事だと強調させていただきました。それぞれのテーマが各テーマにより影響を与えていくシナジー効果があると思っておりますので、市民、企業、行政も含めた社会全体で基本的な考え方として長い期間をかけて継続的に取り組む必要があると考えています。

そのため、この横浜に住む人、働く人全てに計画を知っていただくことが重要だと思いますが、2040年の横浜の主役となる子供たちや横浜に暮らす外国人の方々にも伝えていかなければ、全体でやっていかなければ意味がないと思いますので、そこで子供たちや外国人の方々に計画をどのように周知していくのか、伺います。

- **鈴木みどり環境局長**    どうもありがとうございます。

まず、子供たちに対してというところですが、現在も横浜の自然や環境を分かりやすく紹介した子供向けの環境パンフレット、どうなっているの？横浜の環境というタイトルであります。これを作成しておりますので各種イベントで配布しているのと、あと民間のメディアとも連携をいたしまして、公立小学校で

児童全員に配付される子ども環境情報紙、エコチル横浜版というのがあります。ここに本市の環境施策に関する特集記事を毎月掲載しております、継続的な情報発信をしております。こういったことを引き続き続けていきたいと思っております。

また、外国人に向けては、日本語と英語を併記した、未来へつなぐ横浜の環境というリーフレットを作成しております、横浜の環境の歴史とか現状をコンパクトに示した資料となっております。これをまたホームページでも見られますし、英語検索等もできますので活用していきたいと思っております。これからも必要に応じて、機会を捉えてこういったものを充実させていきたいと考えております。

○ 鴨志田啓介委員 よろしくお願ひします。

そして、今回の計画は、1986年に環境管理計画が策定されてから4回目の策定になります。当初は、市民、企業、行政が力を合わせて、いわゆる公害問題の対処をはじめとする横浜の環境を守るためにつくられた歴史ある計画です。その後、オゾン層破壊などの新しい地球規模の環境問題が顕在化したことを受け、環境基本法が制定され、本市の環境管理計画も平成8年に環境分野の総合計画となりました。今回、この計画を新たな時代に合わせ、将来の横浜の環境を想定し、改定するということですが、今回の計画策定における局長の考えについて、伺います。

○ 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

我々、局内で議論してまいりましたが、作成に当たり重視したこととして何点かございます。まず1点目が、この本市の多岐にわたる環境に関する個別計画を束ねるということです。よりよい生活環境であるとか自然環境を守るということは、いろんなアプローチがあると思います。それぞれ個別計画の中でアプローチをしておるのですが、それを目指すところは同じ方向というか同じところですので、どうやって束ねていくか、一つになっていくかということが大事だと思っております。

もう一点が、今も歴史ある計画とおっしゃっていただいたのですが、今あるこういった生活環境、自然環境というのも当たり前で存在しているものではありません。こういった豊かな環境も、何もしなければ将来また、かつての公害対策の時代とは言いませんけれども、維持するのが難しくなってくると思いますので、どれだけ環境に取り組むということを自分事化できるかということが大切かなと思っております。今回策定に向けて取り組んでまいりました。

もう一点が、こういった環境は行政の力だけでは到底及びませんので、企業の力、市民の力、一緒になってやっていくことが大事だと思っております。そういった連携を重視するということをまた大事にしてまいりました。

それと同時に、これまでの歴史の話もそうなのですが、継続的に進めていくことが非常に重要だと思っております。面的にも連携しながら、あるいは時間の流れとしても将来世代にしっかりとつないで守っていただくということもありますので、先ほどもお話いただきましたが、子供たちにどう伝えるのか、どのように啓発というか一緒に問題意識を持ってもらうのかということについては、力を入れて計画をつくってきたところであります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 鴨志田啓介委員 今後実施のパブリックコメントもありますし、市民や企業の皆様の意見をしっかりと踏まえていただいて策定していただきたいと思ひます。引き続き、本市の環境行政にしっかりと取り組んでいただくようお願ひします。

○ 宇佐美さやか委員 ありがとうございます。

この計画は、主に誰に向けての計画なのか、伺います。

- **鈴木みどり環境局長** 先ほど市民の皆様、それから企業の皆様と一緒にとお話をしましたけれども、それぞれ企業の方にも見ていただきますし、市民の皆様にも見ていただきたいと思っております。同時に個別計画を東ねということでは、行政の中、それぞれの局の中で環境に関することに取り組んでおると思いますが、それらをどう連携していくのかというところの参考にとりか、これをプラットフォーム的に使っていただきながら、連携して相乗効果を生むような世界をつくらせていきたいと思っております。
- **宇佐美さやか委員** いろんな団体の方々とかも、様々な環境団体とかの皆さんもおられると思うのですが、そういった環境団体、保護団体の皆さんとかとは、こういったものに関して意見交換などはされているのでしょうか。
- **松本戦略企画部担当部長** お答えします。  
今回の素案については、あらかじめ、おととしぐらいから庁内での議論も始めているのと併せて、小学校のお子さんの意見を聞いたりとか、そういったことを重ねてきております。素案はまだ公開しておりませんので、今後、企業といろいろつくっている協議会等の仕組みがありますので、そういったところで情報共有しながら意見をいただきたいと思っております。
- **宇佐美さやか委員** この間、イベントもされて環境保護の方たちとも意見交換とかをされているのかなと思ったので、これからそういう方たちの意見を聞いていくという認識でよろしいでしょうか。
- **松本戦略企画部担当部長** そのように考えております。パブリックコメントと併せて、そういった機会を持ちたいと思っております。
- **宇佐美さやか委員** いろんな御意見とかもあると思うので、よりよいものにしていただきたいと思うのですが、先ほど小学生の方からも意見を聞いているよという答えだったのですけれども、若い世代の方、さっきの委員もあつたのですけれども、意見を聞いていくというのは大事にしていきたいと思うのですが、教育振興基本計画で1人1台端末を使って意見を聞いて、10代未満の方から結構件数を多く意見をいただいたというような、この間の議案であつたと思うのですが、そういったものも使って子供たちから多くの意見を聞くということもすごい大事なかなと思うのですが、そういう点では教育委員会さんに協力を依頼するというようなのは検討されていないのでしょうか。
- **鈴木みどり環境局長** ありがとうございます。  
先ほど部長からも申し上げたのですが、子供たちに集まっていただいて、意見を言うだけではなくて、お互いの意見を聞きながら考えたりとか、刺激を受けながらまた自分の意見を膨らましたりとか、そういうこともやってきております。1人1台端末を使ったのがどういう効果があるかということもあると思うのですが、どういうやり方をするかというのは、今回これからパブリックコメントというか、いろんな方に意見を聞いていきますけれども、またそういった中で検討していきたいと思っております。
- **宇佐美さやか委員** 1人1台端末を使うか使わないかは別としても、いろんな方にこの計画をつくったからには読んでいただきたいと思っておりますし、手に取っていただきたいと思っておりますし、それを簡略したパンフレットなども作っていただきたいと思うのですが、多言語化も、日英、日本語と英語を併記したものとかも作って知らせているよと先ほどおっしゃっていたと思うのですが、誰もが取ってもらえる、受け取ってもらえる、取って見てもらえるというものにして、いろんな方の意見を聞いて、みんなでつくり上げていった計画にしていきたいと思っております。

この色味がすごく柔らかくて暖かい色だなと思うのですが、この計画の環境を大切にしたい未来と、大切にしない未来とか、このグレーのお色がすごいはっきりしてなくて、これは弱視の方とか色分けができない方たちにとっては、とても見づらいものになってしまうんじゃないかと思うのですが、そういう点では何か工夫はできないのでしょうか。

○ 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

素案の段階なの所以说っては言い訳に聞こえてしまうかもしれないのですが、ユニバーサルデザインについても当然考慮しながら今後進めていきたいと思っています。この構成も、細かく見るといろいろな違いとか特徴があるのですが、まだそれを作る段階にしか行ってなくて、これからまたどのように色をつけていくかというのでも考えていきたいと思っていますので、いただいた意見も参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○ 宇佐美さやか委員 どんな方でも分かりやすく、手に取って読みたいと思うものにしていただきたいですし、この計画どおりに行って横浜の環境がしっかり守られるような、自分事として捉えて行動に移してもらえるようなものにしていただければと思いますので、すみません、余計な意見だと思いつつ言わせていただきました。

○ 大桑正貴委員長 他に。

○ 久保和弘委員 1つだけ、細かいことかもしれませんが、全体的にはしっかりと進めていくことについては賛成です。やっていただきたいのですが、こちらの素案の案という冊子を頂いて全体を拝見させていただいて、1か所だけ確認させてください。

34ページに、これが第4章の中の方針2の中に当たるのでしょうか。そこの課題の中に、GREEN×EXPO 2027の開催を契機とした広域的な情報発信等により、引き続き自然の魅力を生かした横浜の都市の価値向上を進める必要があるという、そういう記載がございます。具体的にGREEN×EXPOということで、今後開催されることに当たって、もちろんこれを一回限りのことじゃなくて、それを契機とした取組が必要だということだと思うのですが、この広域的な情報発信ということはどういうことを指すのでしょうか。今日はあまり細かい議論は避ける必要があると思いますけれども、一応方向性のことで伺っておきたいと思っております。

○ 松本戦略企画部担当部長 お答えします。

これについては、方向性としては、GREEN×EXPOで様々なプロモーションとか広報があるので、その中で横浜は今までのいろいろな緑化とか環境に関する取組をやっておりますので、そういった取組も併せて横浜の魅力として発信できるようにと考えております。

○ 久保和弘委員 その意味で、この次に自然の魅力を生かした横浜の都市の価値向上を進める必要があるということがあると思うのです。先ほど申されたことも必要かと思うのですが、いわゆるこの園芸博覧会、EXPOを単発イベントで終わらすことではなくてということも含めて、今後の方針、計画としてのことですので、GREEN×EXPOを一つの本市の、ダブルコアのまちづくりということをして市長も最近よくおっしゃっておりますけれども、この価値向上を進めるという、これはどういうことを指すのでしょうか。そこを最後、確認させてください。

○ 松本戦略企画部担当部長 都市の価値向上を進める必要があると。すみません、ここでは必要性を書いておりまして、具体的にまだこれをこうしますということはないのですが、EXPOを盛り上げて成功

させて、EXPOを含めて環境と緑のまちの横浜としてレガシーとしてうまく残して、それをまた発信していけるようにというイメージで考えております。

○ 大桑正貴委員長 よろしいですか。

○ こがゆ康弘委員 ありがとうございます。

私も、この冊子のほうも見ましたし、前回というか、この前の計画も見せていただきました。全体的に薄くなっているという話だったのですが、コラムがほとんどないので、その分かなり薄くなっているのだろうなとは思いますが。

この冊子のほうで見ると、計画期間とか策定の経緯というのが一番後ろに載っているのですよね。本来は、計画の位置づけとか、改定の経緯とか、そういうのというのは、前回そうだったのですけれども、一番前に載っているのですよね。何でこの計画をやるのですかというが一番後ろになっちゃっているというのは、何か意図があるのですか。

○ 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

通常、計画であれば、この計画は何たるものかというところから出るというのは、確かにそのとおりだと思うのですけれども、今回、どれだけ自分事化してもらうとか、いろんな方に知ってもらいたいとか、分かりやすくというところをポイントとして進める中で、そういった計画の位置づけであるとか経過については知ってはもらいたいのですけれども、それを一番最初よりは、まずは関心を持って開いていただいて、それを次のページもどんどんと見ていただきたいというところで、一旦というか、こういう構成に今考えているというところであります。

○ こがゆ康弘委員 分かりました。

それと、目標期間なのですけれども、計画期間ですか、2040年ということで設定しているのですよね。中期計画の中で共に目指す都市像というのが書いてあるにしても、前の計画は何で2018年に設定して目標年次を2025年にしたかという、そもそもあったいわゆる横浜市の基本構想という長期ビジョンというのがあって、その長期ビジョンは約25年とか長い長期ビジョンの中の……すみません、25年じゃないね。2025年までが目標年次でしたから、それに合わせてこの計画ができたのですよ。その前回のものというのは、実際は2018年にできているので、大体8年間ぐらいの計画なのです。この計画というのは今策定して2040年というのが目標の年次なので、そうするとかなり、15年ぐらいの計画なのです。

この計画期間についてなのですけれども、中期計画の共に目指す都市像という。ただ、今はもう長期ビジョンはないですよね。中期の中に若干載っているぐらいの感じなので、そこでの整合性というのはどうなのかなというのが一つと、あと、それぞれの目標とか施策については個別計画で推進しますというので、ここにはほとんど載っていません。だけれども、この施策それぞれ1、2、3と見るのです。制作というのがあるのですけれども、そこにその政策がどの計画とひもづいているかというのは一切載ってないです。だから、どの計画を見れば、個別に目標があって政策があるかというのは見えないのです。少なくともだからこういう項目については、こういう計画とひもづいていますというのがないと全然分からないというのが一つ。

それと、個別計画を見てみると、2040年を目標年次として何か目標とか施策を展開しているかという、そうでもないのですよ。だから、それぞれの個別計画とこの目標年次が違う。それで大丈夫なのかなとちょっと思うのですが、それについて教えてください。

○ 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、前回は2018年に改定をしております、もともとの計画は15年間の計画期間で持っていたのです。これは中長期の計画として策定しますが、随時、その都度変更を加えながらよりよいものにしていくということで、2018がより印象づいてというか大きくあるのはそのためだとも思っております。2040というのは、確かに中期のことも意識してつくっております。これまで15年計画だったということも意識しております。また、どうしても15年じゃなければいけないのかという、それも今言ったような理由からということですので、今後、それぞれの個別計画の目標年次というのもありますし、それもまた見直される中で、全体としてどう東ねていくのかとか、どういう方向に向かっていくのかというのは、また時期を見てそれは改正したりとか、あるいは議論を重ねていったりという必要があると思いますので、進めていきたいと思っております。

それぞれひもづく計画がというのは、確かに意見として、そういういった意見もこれからまたパブリックコメント等々していただきたいと思っておりますので、反映させていながらよりよいものにしていきたいと思っております。

- **こがゆ康弘委員** かなり漠とした目指すべき姿というのはあるのですが、データドリブンとか横浜市はよく言っていますよね。そうすると、何が目標なのかというのも分かるほうがいいかなという気はしますが、いずれにしても個別計画はこういう計画を見てくれば、目標となる数値はこうなのです、年次はこうなのですというのが分かるので、そことのひもづけをやってもらいたいというのが一つ。

それと、前回計画はSDG sということに物すごくこだわっていて、それは世界的にSDG sという考え方が非常に広く広まっていたので。この計画はSDG sという言葉は一つも出てきていませんが、それは特に問題ないですか。

- **松本戦略企画部担当部長** 御指摘のとおり、今回はSDG sをとにかく世界的に推し進めるという流れの中でSDG sという言葉が多用したものでした。今回、SDG sを載せるべきか載せないべきかという議論は特にしてないのですが、今、審議会の答申も受けた中で一番強調すべきポイントに絞ってつこうということでまとめた結果、SDG sという言葉は、意図的に入ってないわけではないのですけれども、入ってない状況です。ただ、今日の御意見とかパブリックコメントも踏まえてなのですけれども、大きな前提として全く書かないのもちょっと問題かもしれないと今個人的には思っておりますので、その辺を踏まえて、素案を公開してパブリックコメントする中でまた検討したいと思っております。

- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。

- **鈴木みどり環境局長** SDG sもそうなのですが、冒頭も申し上げたカーボンニュートラルとかネーチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーという言葉が今非常に使われているというのはあるのですが、子供も含めて分かるかなどうかなというところは、非常にこの言葉遣いも気にしています。我々はこのことが課題となっているよというのをしっかりと表現したいと思っております。30by30みたいな言葉もあります。ただ、じゃあどうやって取り組むのかという段になると、なかなか分かりにくさというか、ぱっと入ってくるものでもないで、そこは暮らし1~4という中で、気候変動への対応だとか、自然をもっと保全・活用しようとか、循環経済へ移そうとか、なるべく分かる言葉にというように工夫しながら表現していくことが大事かなとも思っておりますので、そういった視点も踏まえながら、じゃあSDG sをどう取り入れるのだとかというのと一緒に考えさせてもらえたらなと思っております。

- **こがゆ康弘委員** 今、SDG sは子供も知っていますから。分かりました。それと、時代に応じて言葉と

というのは、専門用語とか、そういうのも変わってくるので、分かりやすくしていただくのはすごくいいのかなと思います。

それと、今年策定するのでしょうかがないのかもしれないですけれども、先ほどもお話がありましたGREEN×EXPOというのは随所に逆に出てるんですね。でも、2040年の目標なんで、2040年近くなってGREEN×EXPOをこんなに強調していたのだという話になっていいのかなというのは来年の6か月で終わるので。むしろ、GREEN×EXPOを踏まえたその次の環境施策というものをどうするのかということで、GREEN×EXPOを契機として何のかんのというのはすごいたくさん出てくるじゃないですか。だから、出てくるのはいいのですけれども、これは計画期間の相当最初の段階で終わっちゃうものなので、そこを意識する必要もあるのかなとちょっと思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○ 鈴木みどり環境局長 ありがとうございます。

また、おっしゃっていただいたような契機として残るレガシーというか、それを受けてどのようにさらに展開していくのだというところのほうが大事だと思っておりますので、また随時それを見直しとか改正とかする中で、どう表現していくかということで工夫をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 大桑正貴委員長 他によろしいですか。

○ 花上喜代志委員 幾つか質問したいのですけれども、今御説明いただいた中で、3の新たな計画の構成の中の第2章の地球環境の危機、これについての御説明がありませんでしたけれども、本文には書いてあるということですが、これをあえて今の説明から抜いた意図というのは何かあるのですか。

○ 鈴木みどり環境局長 今、お話をさせていただいたのが第1章のところと3章と4章のところ、この2章のところはないのですけれども、これは重要などころではあるのです。重要などころではあるのですけれども、今こういうふうに世界や日本がなっているよというところを現状として説明しているというところで、今回説明する要点としては、今回はなくてもいいかなと思って省略をさせていただいております。もちろん、本文の中ではしっかりと第2章ということで、今こういう現状があるということは説明をさせていただいておりますので、そこは随時必要に応じてまた展開していきたいと思っております。

○ 花上喜代志委員 今のお話ですけれども、地球環境ということについて、これだけ国際的な関心や議論が高まっている中で大都市横浜の環境管理計画ということでありますので、あえてこれを抜かしてしまうというのについては合点がいかないなと思ったので今聞いたのですけれども。

特に地球環境については、今、深刻な状況が至るところに出ていて、世界各国で環境問題について真剣な取組が行われていると。私は海外を視察してきましたけれども、各国で環境問題について取組が行われていると。特にドイツなどは、こういった点について先進的な取組が行われていて、いろいろドイツで説明を聞いても、なるほど、こういうことを今、世界に先駆けて取り組んでいるのかということをお教えされたわけですが、日本の国の中でも一番の東京に次ぐ大都市である横浜ということになれば、こういう国際的な関心が高まっている地球環境についても、今日の説明の中には入れていてほしかったなと思うので、ぜひこれは頭に入れておいていただきたいと思っております。

それで、具体的なことをお尋ねするのですけれども、第3章のこの絵が、ここにイラストが描いてありますけれども、横浜の場合はこの絵の中にある屋上緑化ですね。局長、分かるでしょう。屋上に緑化しているこのイラストが、この絵の左のほうにビルの屋上に緑化されているイラストが描いてありますけれども、この屋上緑化というのは、今後、横浜市としても相当力を入れて取り組んでいかなきゃいけない分野ではない

かと思うのだけれども、こういった点についての考え方、今どう思っておられるのか、お聞かせいただけますか。

- **相場戦略企画部長** 横浜市、緑化を進める中の一つの手法として、屋上も活用するというのとは一つの手段として進めているところでございます。例えば、みどりアップ計画の中で幾つかの助成制度がありますけれども、屋上を緑化する場合も、その助成の対象とするようなメニューも用意してございますので、そういった趣旨で、特に市街化が進んだ都市部では屋上も場所の一つとして活用しながら緑化を進めていきたい、そういった考えで進めているところでございます。

- **花上喜代志委員** 屋上緑化とともに、ビルなどの壁面の緑化というのにもかなり取り組んでいるところも最近が目立ってきているのですけれども、そういった点についても関心を向けて、横浜の場合は先進的に壁面緑化、あるいは屋上緑化、こういったことについても取り組んでいただくように、ぜひお願いをしたいと。先ほどの説明、横浜市の新たな環境管理計画については、御説明をいただいたことはよく理解できるので、よくできた計画だなと思えますけれども、今後これを具体化していただく取組はしっかりと行っていただきたいと思えます。

- **長谷川えつこ委員** 御説明ありがとうございました。

新たな横浜市環境管理計画について、いろいろと御審議いただき、このような素案をつくっていただきまして本当にありがとうございます。こちらが実際、今後皆さんで審議会等で審議されて原案ができるかと思うのですけれども、これが実際につくられたとき、こういったものをつくるということは大変重要なことではありますけれども、やはりこれが実行されるということが皆様に知れ渡ることがすごく大事な事だと思っております。できた際には、こちらは何部作って、どのようなところに配布されて、どういった周知をされるのかについて、お聞かせいただけたらと思えます。

- **松本戦略企画部担当部長** 御質問ありがとうございます。

印刷部数についてはまだ検討しておりません。通常ですと、インターネット上の公開とか、あと区役所とか市の関係の施設に置くのですけれども、今回は特に多くの人に見てもらいたいということでこのような作りになっておりますので、今までと違う配信の方法も考えたいと思っております。

- **長谷川えつこ委員** ありがとうございます。

環境問題に関しましては、市民一人一人の行動変容というものが大変重要な事だと思えますが、ボリュームについては、やはり企業様の努力というか企業様に働きかけをこちらからお願いすることが割と大きく今後の環境に関わってくるのではないかなと思っております。この中身に関しては、市民目線で行動変容を促すような、そういった内容は多く書かれておりますが、横浜市が今既存の企業様にこういった活動をしてほしいとか、企業様に向けてはこの環境問題についてどういった形で向き合ってもらいたいとか、そういった部分が特に記載がないように思われました。今後、横浜市が方向性として企業にどういった形で環境問題に関わってもらいたい、そういったところもきちっと記載をしてほしいなと思えますが、今の段階ではどういったお考えがおりなのか、お聞かせいただけたらと思っております。

- **鈴木みどり環境局長** どうもありがとうございます。

先ほども、行政だけではなくて市民の皆様、企業、事業者の皆様ということでお話をさせていただきましたけれども、この中でも一部事業者という表現の中で、企業の方も含めて企業・団体の方と一緒にということ意識してつくり始めております。本編のほうでもそれが入っておるのですけれども、そういったことは重

要ですので、性格を大事にしてやっていきたいなと思っております。

個別具体のところは、どうしても個別計画の中で事業者に対してどういう例えばお願いをするとか、あるいは場合によっては規制をするとか、そういったことになってくると思いますけれども、それを束ねる計画として一緒に進めていくのだというところを特に重要な部分として、ここの中ではしっかり伝えていきたいなと考えております。

○ **長谷川えつこ委員** お考えをお述べいただきまして、本当にありがとうございます。これから横浜市が主体となって企業様も考えを共有して、企業様と市民が手を取るような形で、この環境問題をぜひ進めていただきたいなと思っておりますので、そういった内容での記載も数多く入れていただければと思っております。

○ **大桑正貴委員長** ありがとうございます。

○ **市来栄美子委員** 御説明ありがとうございました。

私も1点だけ、環境管理計画の素案の29ページにありますCO<sub>2</sub>の排出量に関してなのですが、前回の常任委員会の御説明とかでも、家庭部門の排出割合が一番高いのが本市の特徴であるということで御教示いただいていたかと思います。こちらの中の内訳なのですが、25.4%と29ページのところには書いてございますが、こちらはごみの焼却施設によるCO<sub>2</sub>排出の量も、こちらの中に含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○ **松本戦略企画部担当部長** お答えします。

正確なデータ、今その点は把握してないのですが、恐らく入ってないと思います。産業部門のほうではないかと思います。すみません、確認してお答えします。

○ **市来栄美子委員** ありがとうございます。

前回からどのようにして家庭からのCO<sub>2</sub>削減をしたらいいかということで結構悩んできたのですが、サーキュラーエコノミーというところで行動変容につながる、自分事として市民が捉えられる取組ということで、今度、GREEN×EXPOのほうも上げると思っているのですが、地道なソフト面での市民の皆様の御協力のほかにも、大きな施設、ハード面といいますか、焼却施設などのCO<sub>2</sub>削減もできたらと思っておりまして、そちらはきつと資源循環局の御担当になるかと思っておりますので、引き続き連携をしながら進めていただければと要望させていただきます。ありがとうございます。

○ **大桑正貴委員長** ありがとうございます。

では、他によろしいですか。

(発言する者なし)

○ **大桑正貴委員長** 今の不正確なところも、お答えとして恐らくという話もありましたので、整理していただいて資料としてしっかりと各委員に出していただいたほうが、委員会として資料要求させていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

では、他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本件が議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

本件について各党派等の御意見をお願いいたします。

○ **鴨志田啓介委員** 本計画は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例により市長が策定すると定められております。これは、運営委員会で確認された議決事件に該当すべきでない計画の考え方のうち、市長そ

の他の執行機関が策定すると法令等で定められているものに該当します。

今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら本件の策定を進めていただき、議会がその時点時点できちんとチェックしていくことが必要だと思っておりますので、我が会派といたしましては議決すべきものではないと考えます。

- **市来栄美子委員** 我が党といたしましても、本計画は市長その他の執行機関が策定すると法令等で定められているものに該当するために、常任委員会で判断する際には議決すべきものではないと考えております。

鴨志田委員からもございましたように、今後も各委員及び市民の皆様の御意見をよく参考にしながら本件の策定を進めていただきたいと思っております。

- **花上喜代志委員** 立憲民主党としても、あえて議決事項としなくていい案件だと思います。
- **大桑正貴委員長** ありがとうございます。
- **こがゆ康弘委員** 我々としても、議決事件にしなくてもよいということでもよろしくお願いします。
- **宇佐美さやか委員** 当市議団としては、行政計画について議会側が縛るべきではないと考えていますので、今回も議決事件としないと表明します。

- **長谷川えつこ委員** 本案件に関しましては議決事件に該当しないと考えております。

- **大山しょうじ副委員長** 我が会派といたしましても、先ほどいろんな理由がありましたが、同様のことから議決すべきものではないと考えます。

- **大桑正貴委員長** それでは、お諮りいたします。  
皆様から御意見をお伺いした結果、本委員会としましては本計画は議決事件に該当しないことといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。  
当局におかれては、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら本計画の策定を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、以上でみどり環境局関係の審査は終了いたしました。

次に、資源循環局関係の審査に入りたいと思っておりますが、当局参集の間、暫時休憩とします。

休憩時刻 午前11時14分

(当局交代)

再開時刻 午前11時18分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

#### ◎ 市第125号議案の審査、採決

- **大桑正貴委員長** 資源循環局の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。  
初めに、市第125号議案を議題に供します。  
当局の説明を求めます。

- **吉川資源循環局長** それでは、市第125号議案、損害賠償請求事件についての訴訟上の和解につきまして、資料に沿って御説明をさせていただきます。

初めに、本市の収集車による事故によりまして、おけがをされた御本人様、そして御家族の皆様にも多大な御負担と御心痛をおかけしましたこと、また委員の皆様方にも多大な御心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。

当局としましては、このような事故が二度と起こることのないよう、局を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

それでは、恐れ入ります。座って説明をさせていただきます。

- **大桑正貴委員長** どうぞ、お座りください。  
○ **吉川資源循環局長** 資料の2ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、令和5年2月16日に発生いたしました人身事故につきまして、事故の相手方から本市を被告とする訴訟が令和7年1月13日に提起され、現在、横浜地方裁判所において係争中でございます。このたび本件についての和解条項案が同裁判所から提示されましたので、当該条項案に基づきまして訴訟上の和解を行うことを提案させていただきます。

3ページを御覧願います。

2、事故について御説明をいたします。

令和5年2月16日、緑区鴨居5丁目の2車線道路におきまして、当局ごみ収集車が転回をしようとハンドルを右に切ったところ、後方から直進してきた自動二輪車と当局車両の右側前方部分が接触し、自動二輪車を破損させると同時に、運転していた原告の方の両腕に複数の骨折を遭わせたものでございます。

4ページを御覧願います。

本事故が発生いたしました原因は、当局職員が後方確認を十分に行わないまま転回を試みたことが原因と分析しております。

本件を厳粛に受け止め、再発防止策といたしまして、収集事務所の責任者を緊急に招集し、事故状況の共有と注記喚起を行ったところでございます。

また、事務所におきましては、収集車の走行ルートを確認し、より安全な経路での走行を徹底するとともに、後方確認の確実な実施や方向指示器操作直後の進路変更の禁止など、安全運転の基本動作を再指導いたしました。

さらに、職員への聞き取りによりまして、潜在的な事故リスクを把握し、安全意識の一層の醸成に努めたところでございます。

5ページを御覧願います。

3、訴訟にについて御説明をいたします。

訴訟の相手は60代男性でございます。原告は、事故発生日から令和6年4月18日まで通院し、後遺障害の認定を受けました。その後、任意保険会社による示談交渉を進めておりましたが、令和7年1月に原告が横浜市を相手に訴訟を起し、同年3月に横浜市が応訴したものでございます。

6ページを御覧願います。

訴訟における原告の請求の趣旨としましては、1つ、横浜市は原告に対し、既払い金317万7172円を除く1198万443円を支払うこと、2つ、遅延損害金として年3分の割合を支払うこと、3つ、訴訟費用を横浜市の負担とすること、以上でございました。

7ページを御覧願います。

裁判所から和解条項案といたしまして、横浜市は原告に対し、既払い金317万7172円を除く970万円を支払うこと、そして令和8年4月30日までに支払うこと、さらに原告は横浜市に対するその他の請求を放棄すること、そして原告と被告との間には本和解条項案のほかには債権債務がないこと、最後に訴訟費用は各自の負担とすることが示されたものでございます。

8ページを御覧願います。

本定例会の後、議決されましたら、和解条項案に基づきまして令和8年4月30日までに本市が契約する任意保険会社から970万円を支払います。

以上、損害賠償請求事件につきましての訴訟上の和解につきましての御提案となります。どうぞよろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

- **大桑正貴委員長** では、説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **鴨志田啓介委員** 御説明ありがとうございます。

まず、事故に遭われた方のおけがの具合など、お見舞いを申し上げます。

それで今回、裁判所から和解条項案が示されたということで、その内容については理解しましたが、本来であれば示談で解決し得た事案が訴訟にまで発展したということは、私たち議会としても確認をしていく必要があると思います。

本市として適切に交渉を進めてこられたと思いますけれども、それでも原告の方が訴訟の提起に踏み切った背景には何らかの認識の相違や不一致があったものと考えます。そこで、今回、改めて本件が訴訟となった背景について、伺います。

- **吉川資源循環局長** これまで、原告の代理人である弁護士の方と任意保険会社の間で示談に向けた話合いが行われてまいりました。最終的に損害賠償額の算定についての調整が整わずに訴訟による解決を図ることとなったと任意保険会社からは伺っています。

なお、本市の事故対応に対しまして、原告御本人様から不満や異議をいただいた事実はない状況でございます。また、このたびの和解条項案につきましても、双方が納得し、争いのない内容となっております。

- **鴨志田啓介委員** 原告への配慮を第一に、引き続き丁寧な対応をお願いしたいと思います。

収集業務は、市民生活を支える重要なインフラです。膨大な走行距離を前提とする中で、事故を防ぐためには事故の発生状況を正確に把握し、共有していくことが不可欠だと思います。そこで、最近の事故の発生状況はどのように推移しているのか、伺います。

- **柏木総務部長** 過去3年間の御説明をさせていただきたいと思いますが、自動車事故の発生件数でございますけれども、専決報告を行いました年ごとに申し上げます。令和5年は60件、令和6年は49件、令和7年は42件となっております。少しずつ少なくなっているところではありますけれども、毎年のように事故は起きておりますので、引き続きしっかりと事故防止の対策はしてまいりたいと考えております。

- **鴨志田啓介委員** ゼロを目指して頑張っていっていただきたいと思います。

事故件数が年々減少しているということは、いろんな注意喚起の成果が現れたものと思いますけれども、

今回このような大きな事故が発生していることは事実ですので、安全対策の継続と不断の強化は不可欠であると考えます。具体的な再発防止策と事故ゼロに向けた考えをお聞かせください。

○ **吉川資源循環局長**     ありがとうございます。

毎年、収集事務所の職員全員が本庁及び各事務所それぞれで実施する事故防止研修に参加しております。そのほかにも、事故発生時のドライブレコーダー映像の研修への活用やドライブシミュレーターによる運転者の適性診断、こういったことを行いまして、職員一人一人の特性に応じたきめの細かい指導も並行して行っているところでございます。

しかしながら、こうした形で事故が毎年相当数発生しているということを踏まえまると、こうした事故防止策につきましても一過性の取組ではなく、日々の積み重ね、これが何よりも一番大事だと思っています。委員からもお話がありまして、私たちは市民の安全と信頼を守る公共サービスの担い手といたしまして、全職員が自分事として安全運転を徹底し、そして交通事故を1件たりとも発生させないという強い使命感を持って今後も事故ゼロを目指し続けてまいりたいと思います。

○ **鴨志田啓介委員**     この緑区5丁目は私も地元なんですけれども、ここで転回はあまりしないですね。この先の鴨池大橋の下で信号を使って大きく転回するのがこれが大事で、本当に急がないでくださいということをお願いしたいと思います。

事故対応の経緯と再発防止に向けた取組が丁寧に進められていると思いますけれども、今後も着実に取組を続けていっていただきたいと思います。

○ **宇佐美さやか委員**     ありがとうございます。

事故に遭われた方に心よりお見舞いを申し上げます。

この事故が起きて、初めてUターンをしなければならないルートの危険性も認識したのかなと思うのですが、ほかの区の事務所の収集場所でもUターンをしなければならないルートあったのではないかと思います。その点、これから変更するというようにもちろんしていくと思うのですが、変更するという認識でよろしいですか。

○ **柏木総務部長**     ありがとうございます。

確かに委員のおっしゃいますとおり、再発防止のためにしっかりやるということは当然なのですが、18区それぞれ収集事務所がありまして、多くの集積場所を抱えて収集作業を行っております。同じような事故が起きないように収集職員全てに事故の共有をしまして、全ての事務所において安全対策をしっかり、もう一回収集ルートを見直すということも取り組んでおりますので、引き続きそのような取組をしっかりとやっていきたいと思っています。

○ **宇佐美さやか委員**     ルートを見直すということは本当に必要だと思います。この事故を起こしてしまった方の職員のメンタルというのが心配なのですが、その辺りはどのようになっていますか。フォローされていますか。

○ **柏木総務部長**     事故を起こしてしまった直後、本人は当然反省をしていたところでもございますし、私どものほうで再発防止に向けて様々なヒアリングを含めてやり取りをしたところです。本人は、今はしっかりと業務に戻って仕事をしている状況でございますので、引き続きその辺のケアはしっかりとやっていきたいと思っています。

○ **宇佐美さやか委員**     精神的な負担もあるのだらうなと思うのですが、議案に関しては賛成しますけ

れども、やはり再発防止を実施するのは当然ですし、そのことによって作業員、収集作業をされている方々、職員の皆さんを萎縮させるようなやり方をしてほしくないなと思って、声を掛け合っただけとか、ぎすぎすしないやり方で啓発、なかなか難しいと思うのですけれども、そういういい緊張感で仕事ができるような現場にしていきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願いいたします。要望です。

- **大桑正貴委員長** では、他によろしいでしょうか。
- **大山しょうじ副委員長** 今回の宇佐美委員の質問に関連してなのですけれども、事故原因で後方確認を十分に行わないまま転回を試みたことが原因ということで、さっき転回をなるべくほかの収集事務所でもさせないよというということで、収集ルートを確認してということがあったのですけれども、それはより具体的な局からの指示として、時間はかかっても右折で行かないとか、転回しないとか、何かそういう具体的な個々の落とし込みみたいなのところというのは、どの程度徹底されるのでしょうか。
- **柏木総務部長** 先ほど見直しという表現もさしあげましたけれども、それぞれの事務所においてはいろんな事情もございますので、より安全なルート、より安全な収集をするための運転、それをするようにということについて各事務所にお話をしたところがございます。絶対こうしてはならないとか、そういう言い方というよりは、より安全な収集をするように、しっかりと取り組むよというということで、各事務所の事務所長以下、取り組んでいると考えております。
- **大山しょうじ副委員長** 今の言葉としてはそのとおりで、局から各18区収集事務所ということだと思うのです。ただ、個々の落とし込みとか各職員の皆さんですよね。毎日やっていたことだから、通常のルーチンとして多分あると思っていて、そここのところの実際の、ルートも決まっているのだと思うのですが、そういう一つの細かい見直しというか、皆さんの発信はそうだと思うのですけれども、そここのところのきっちりした確認というのですか、そこはどこまで徹底されているのでしょうか。
- **吉川資源循環局長** ありがとうございます。  
今、委員がおっしゃっていただいたように、落とし込みといったことがすごく大事なのだと思うのです。職員一人一人が自分事として考えるということがとても大事だと思っていて、先ほど私のほうで少し説明をさせていただきましたけれども、局が主催する研修と、それから各事務所による自主企画研修というものがございます。特に後段の自主企画研修につきましては、職員も入って組織している交通事故防止連絡会というものを各事務所で設けておまして、その中で事故防止対策の検討ですとか協議、それからリスクの顕在化ですとか、それから自主研修でそれを踏まえてどのような内容の研修をしたらいいのかということ、企画検討させるための組織をつくっています。こうしたものを通じまして、職員一人一人が、いつ自分たちがそういった事故に巻き込まれる、あるいは自分たちが加害者として多くの方を傷つけることがあり得るかもしれないということを、常に現場目線で実施するような研修、これも行っています。  
まだまだ、これがまだ十分だと私自身は思っていないのですけれども、最近行われている事故発生時のドライブレコーダー映像の研修への活用ですとか、それからドライブシミュレーターを用いた個々人の運転特性を把握するですとか、こういったことなんかも複合的に組み合わせまして、しっかりと職員一人一人が自分事として捉えられるように、落とし込みができるように対応してまいりたいと考えております。
- **大山しょうじ副委員長** 研修も含めてとか、あとまた私は個々の職員の皆さんの意識はそうだと理解をしているんです。ただ、他方、今回も次の集積所に向かうのに転回するのが普通というか、多分、最短ルートだったと思うのですけれども、そういう部分でニュートラルに客観的にルートチェックじゃない、今後は

ルートの見直しというのは言葉としてはあるのですけれども、経路としてそういうことが起こり得るところで、若干、30秒、1分かかって、なるべくこういう転回をしないようなルートみたいなものを客観的にチェックして、必要があれば……恐らく18区、これだけ広いところがあるので、今回のことを含めて、私は職員さんは一生懸命やっつけていらっしゃると思うのですが、ただ起こり得るかもしれないそうしたルートのところのチェック、そこのところをもう少し客観的に見ていけないのかなという趣旨の質問でした。

- **大桑正貴委員長** 御意見ということで。
- **大山しょうじ副委員長** 結構です。よろしくお願いします。
- **大桑正貴委員長** では、他によろしいでしょうか。  
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 御異議ないものと認め、市第125号議案については原案可決と決定いたします。

◇  
◎ **市第137号議案（関係部分）の審査、採決**

- **大桑正貴委員長** 次に、市第137号議案関係部分を議題に供します。  
当局の説明を求めます。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

- **吉川資源循環局長** それでは、市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち資源循環局関係部分につきまして御説明をさせていただきます。  
2ページを御覧願います。  
予算議案書につきましては歳入歳出項目と金額のみの記載となっておりますので、具体的な補正予算の詳細につきまして御説明をさせていただきます。  
まず、1、歳入歳出予算補正につきまして御説明をいたします。  
なお、括弧内には予算議案及び予算説明書の対象ページをお示ししております。  
①職員人件費につきまして、表の右側を御覧ください。3億521万5000円を増額するものでございます。これは、給与改定に伴い、増額をいたします。  
②分別・リサイクル推進事業につきましては、3億8140万2000円を減額いたします。これは、本市で負担するプラスチック製品の再商品化費用の減少に伴いまして、再商品化に係る委託費を減額するものでございます。  
次は参考資料にて御説明をいたしますので、3ページを御覧願います。  
左側に記載しております図のとおり、プラスチック資源にはプラスチック製容器包装とプラスチック製品

がでございます。右側に記載しておりますとおり、プラスチック製容器包装の再商品化費用は、容器包装リサイクル法に基づきまして事業者負担が基本となります。一方でプラスチック製品につきましては、自治体の負担となっております。今回実績といたしまして、収集したプラスチック資源のうちプラスチック製容器包装の割合が多く、プラスチック製品が少なかったことから、本市が負担する再商品化費用が減少し、再商品化するための委託費が減額となったものでございます。

恐れ入ります。2ページにお戻り願います。

③車両調達費につきましては、2400万円を財源更正いたします。これは、事業費の増減はございませんが、車両の購入に係る経費につきまして入札残が生じたことにより、市債を一般財源へ財源更正するものでございます。

④クリーンタウン横浜事業につきまして、1000万円を増額いたします。これは、会計年度任用職員報酬改定に伴いまして増額するものでございます。

⑤工場補修費につきましては、3億8050万円を増額いたします。これは、焼却工場の蒸気タービン設備の定期検査工事実施に伴いまして増額するものでございます。詳細は次ページ以降で御説明をいたします。

⑥保土ヶ谷工場再整備事業につきましては、2億2082万5000円を増額いたします。これは、工程の見直しによる工事費の増に伴いまして増額するものでございます。発注時に本市が想定していた工程と落札した事業者の実工程に違いが発生し、年度別支払限度額を変更したことによりまして増額するものでございますが、再整備事業の総額には変更はございません。

恐れ入ります。4ページを御覧願います。

続きまして、2、繰越明許費補正でございます。

(1)につきまして、8年度予算を前倒しして実施する事業につきまして繰越しをするものでございます。先ほどの①工場補修費につきまして、3億8100万円を繰越しいたします。これは、令和8年10月に実施予定の焼却工場の蒸気タービン定期検査工事に向けまして部品の納品に約8か月を要することが判明したため、早期に実施をし、事業費を繰越しするものでございます。

(2)につきましては、工程変更等に伴い、令和8年3月までに工事等が完了しないため、事業費を繰越しするものを記載しております。

①輸送事務所補修費につきましては戸塚輸送事務所屋根防水改修工事の2100万円を、②金沢工場長寿命化対策事業につきましては金沢工場土木構造物等基本設計業務委託の3600万円をそれぞれ繰越明許費として設定をいたします。

なお、金沢工場の浸水対策につきましては、今回の繰越しに伴う完了時期への影響はございません。

5ページを御覧願います。

続きまして、3、補正後の予算額等でございます。

表の1行目を御覧ください。

10款資源循環費につきまして、補正前の額511億1423万7000円を5億3513万8000円増額しまして、補正後の額516億4937万5000円にするものでございます。

なお、先ほど御説明いたしました歳入歳出予算補正を行う各事業につきましては表に網かけをしておりますので、後ほど御確認をよろしくお願いたします。

以上、市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち当局関係部分につきまして御説

明をさせていただきました。御審査のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- **大桑正貴委員長**   ありがとうございます。

説明が終わりましたので質疑に入ります。

- **宇佐美さやか委員**   すみません、私がどうのみ込んでいか分からないのでお聞きするのですが、歳入歳出補正予算の（２）分別・リサイクル推進事業。

プラ資源は自治体持ちだよということで、それが減ったから減になったとおっしゃったのですが、プラ資源として横浜市が収集をするようになって、プラ資源も全市的に全部集めるようになったと思うのですが、その中で扱う量が意外に少なかったから減額という認識でよろしいですか。なかなか私が理解できてなくて、すみません。

- **吉川資源循環局長**   ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいたように、当初予算では分別拡大後のリサイクルが滞ることのないように令和５年に実施いたしました実証実験を基に想定される数字で算定しておりました。御指摘のとおり、現状におきましては分別すべきプラスチック資源が燃やすごみに含まれている状況がございます。そのためにプラスチック資源の収集量は増えているのですが、プラスチック製品のほうは当初想定したものよりも少ない状況になっておりまして、今回、こうした形で減額の補正をさせていただくものでございます。

- **宇佐美さやか委員**   あれほど頑張って啓発とかもしていたにもかかわらず、思ったよりは少なかったというふうなので、これからそうすると減額でよかったねとは言えないですし、これが今後どのように取り組んでいかれる。いっぱい頑張って啓発してやって、見込みはこれぐらいになるだろうと言ったけれども、そうでもなかったというのを繰り返したら、燃えるごみのほうにプラスチックがずっと行ってしまっているとなってしまうと思うのですが、そこはどのように今後取り組むのか。

- **吉川資源循環局長**   今、委員が御心配いただいたように、燃やすごみに分別すべきプラスチック資源、プラスチック製容器包装とプラスチック製品が含まれているという状況がやはりございます。啓発を相当繰り返し行っておりますけれども、まだまだそこは十分ではないと我々は考えています。ただ一方で、燃やすごみに含まれていたいわゆるプラスチックごみ、プラスチック製容器包装とプラスチック製品については実は収集量が増えているのですね。したがって、我々が行っている啓発につきましては一定の効果があったものと考えています。ただ、それで今じゃあ十分かというと、まだまだと思っております。今後、プラスチック資源の出し方をより多くの市民の皆様によく知っていただけるように、そして意識と行動を変えていただけるように我々は取り組みたいと思っております。

特に私はこの秋、18区の区長を訪問させていただいて、各区の地域の事情ですとか特性というものを意見交換させていただきました。区長から口々に言われたのは、一律の啓発ではなくて、ぜひ区の特性だとか、地域事情だとか、それから年齢構成ですとか、そういったものをとにかくきちんと把握した上で、どこにターゲットを当てて力を注ぐべきなのか、それをしっかり考えて取り組んでいただきたいということを口々に言われました。

そういったことを踏まえまして、実は私どもの局では、今年、収集事務所の職員などで構成するプロジェクトを新たに立ち上げまして、個々の区の特性に応じた取組を今、検討展開中でございます。例えばということで御紹介させていただきますと、例えば住民説明会などでアプローチがなかなか難しい外国籍の方を対象とした啓発では、国際交流センターやインターナショナルスクール、日本語学校、そして学生寮への出前

教室、多文化共生ラウンジと連携した分別啓発などを実施しているところでございます。

また、子供から高齢者まで幅広い世代に直接アプローチするという観点から、スーパーマーケット、大規模商業施設などにも御協力いただきまして、こういったところの店頭で啓発を取り組ませていただいております。

さらに、こちらについては横浜の強みだと思っておりますけれども、地域の担い手である環境事業推進委員の皆様や町内会役員の方を対象とした分別講座、こちらについても引き続き力を注がせていただいております。こうしたことを踏まえまして、現在、集積場所への掲示物、あるいはチラシ、こういったものもより分かりやすくなるように改善をいたしましたし、また啓発物品もよりインパクトのある形のものを作成いたしました。

そして、大規模マンションですとか、そういったところに対しても、こういった形の啓発がより効果的なのかということを検討しております。現在、それをモデル実施的に今トライアルしているところでございます。こうした取組を様々講じまして、しっかりと啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

- 宇佐美さやか委員     ありがとうございます。

本当に頑張っていらっしゃるのには百も承知で、でもこの減が気になったものですから、少ないじゃ困るでしょうという、プラスチックの資源化される量が減ってしまうのはいけないではないかと思ったのですが、本当にこつこつ頑張っておられるというのは分かりました。啓発を続けておられるという中で、それを処理する側の工場ですとか選別施設が老朽化をしている中で、これからも補修費が増えるというのは明らかで、今後、予算審議でいろいろ分かってくると思うのですが、その中でしっかり補修できる、修繕できる予算を次年度ではしっかり確保していただきたいと思っております。この議案に関しては賛成です。

- 大桑正貴委員長     他によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 大桑正貴委員長     では、他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大桑正貴委員長     それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大桑正貴委員長     御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については原案可決と決定いたします。

◇

◎ 将来を見据えた施設整備について

- 大桑正貴委員長     次に、報告事項に入ります。

将来を見据えた施設整備についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 吉川資源循環局長     それでは、将来を見据えた施設整備につきまして御報告をさせていただきます。

2ページ目のスライドを御覧願います。

1、焼却工場の整備について御説明をいたします。

将来にわたり安全で安定的なごみ処理体制を確保するため、老朽化により更新が必要な都筑工場を再整備

いたします。また、ごみ量の将来推計に基づきまして、令和9年度末に旭工場の休止を考えております。

続きまして、2、鶴見資源化センター再整備につきまして御説明をいたします。

老朽化に伴い再整備を進めている鶴見資源化センターの事業手法は、民間のノウハウを最大限活用できる民設民営方式で行うところでございます。

3ページ目のスライドを御覧願います。

3、磯子検認所の移転整備について御説明をいたします。

磯子検認所は、仮設トイレ等から発生するし尿等を受け入れ、前処理をしている施設でございます。老朽化に伴いまして、検認所機能を金沢工場内に移転整備し、安定した処理体制を確保いたします。

なお、整備に当たり、事業手法はPFI方式の採用を考えております。

4ページ目のスライドを御覧願います。

それぞれの事業スケジュール案を示しておりますので、後ほど御覧願います。

以上、将来を見据えた施設整備につきまして御報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ **大桑正貴委員長** では、報告が終わりましたので質疑に入ります。

○ **鴨志田啓介委員** ありがとうございます。

これまでも、市民、事業者の具体的な取組の成果として栄工場や港南工場の廃止などがありましたが、今回の旭工場も、全体的に市内のごみの量が減ってきたということで、旭工場を休場してもいいのではないかと、いうところなのかと思うのですが、確認ですけれども、旭工場を休止できる具体的な理由を伺います。

○ **吉川資源循環局長** ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいたように、本市のごみ量は年々減少傾向でございます。旭工場休止後の令和10年度のごみ量は年間約80万トンを見込んでおりますけれども、同時期の本市焼却工場の処理能力につきましては、旭工場を休止しても年間約90万トン以上確保できることになっております。このため、旭工場を休止しても一定の余力を確保した上でごみ処理を行うことが可能と判断いたしました。

○ **鴨志田啓介委員** あと、栄工場を休止してから20年以上たつのですが、いまだにその跡地利用というところがなかなか方針が定まらず、うまく活用できてない現状があると思います。旭工場がこの栄工場と同じような状況にならないようにしていただきたいのですが、跡地活用についてどのように考えておられますか。

○ **吉川資源循環局長** 委員の皆様方には御心配いただき、申し訳ありません。先ほどお話があったように、旭工場が栄工場と同じような状況にならないようにということで、我々としてもしっかり今のお言葉を受け止めて検討していかなければいけないと思っております。

この旭工場の土地というのは市街地の中に位置をし、そしてアクセスも非常に良好であるということから、様々な事業に活用できる非常に貴重な土地と考えております。今後の跡地活用に当たりましては、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

○ **鴨志田啓介委員** 工場を休止することにより、今後必要だった補修費や人件費の削減など財源メリットはあるものと考えますが、跡地活用をしていくための建屋の取壊しの費用などの財源も、この時期に市役所内で十分検討いただきたいと思っております。

次に、鶴見資源化センターの再整備についてですけれども、家庭から出される缶、瓶、ペットボトルの選別施設はこれまでも老朽化が著しいと伺っております。現在の選別施設の稼働状況はいかがでしょうか。

- **吉川資源循環局長** こちらの件も、非常に御心配いただいて心苦しく思っております。

現在、市内4か所の資源選別施設がございます。長年の使用による経年劣化が原因と見られる故障が続いておりまして、その都度、応急的な補修を行ってきたところでございます。今年度から優先して更新すべき機器を見極めた上で整備計画を策定いたしました。定期的な補修や部品交換を実施することで設備の安定稼働を図っておりますけれども、依然として厳しい状況が続いているところでございます。

- **鴨志田啓介委員** 昨年の夏も、ここ数年気温が高く、皆さん、清涼飲料水を飲まれるということで、ペットボトルの数も、排出される量も増加したのではないかと思います。このペットボトルの増加により、手作業で選別を行っている既存の選別施設は処理能力が低下し、処理し切れない資源物は外部委託を行っていると聞いていますが、外部委託状況はどうでしょうか。

- **吉川資源循環局長** 今、御質問をいただいた外部処理委託につきましては、令和6年度より開始をし、年間で1200トンの資源物を委託処理したところでございます。7年度は当初計画量である2000トンを上回る3000トンの処理を予定しております。

- **鴨志田啓介委員** この施設の老朽化や外部委託にも頼らざるを得ない状況に対しては、昨年度は鶴見資源化センターは民間資金を活用して再整備を進めていくとのことで、再整備に向けた検討が進められていると認識しています。今年度には具体的な事業手法について検討を進めてきたとのことですが、事業手法についてどのような検討を行ってきたのか、教えてください。

- **吉川資源循環局長** 御質問ありがとうございます。

令和6年度に実施いたしましたPFI導入可能性調査の中で、民間事業者から様々な事業手法に関する御意見をいただきました。その中で最適な事業手法を検討し、そして選定するために、引き続き民間事業者との対話ですとか議論をさらに積み重ねていくこととしました。今年度に入りまして、公民連携の提案窓口である共創フロントを通じまして民間事業者から御提案をいただいたところでございます。

これを受けて、本市、そして提案事業者並びに有識者による対話を重ね、事業手法に係る評価を行いました。その結果、民間のノウハウ活用により運営の効率化が大きく期待できること、そして最も事業費削減効果が高いこと、こうした理由から民設民営方式で進めていくと決めたところでございます。

- **鴨志田啓介委員** 我々常任委員会でも、福岡のPFIのごみ処理場を視察しに行ったと思うのですが、今回、民設民営、この事業手法というのはどういった違いがあるのか、どういうものなのでしょうか、お願いします。

- **吉川資源循環局長** 民設民営方式は、事業者が自ら施設を保有し、運営する事業手法でございます。国も公民連携手法の一つとして進めているところでございます。この事業方式では、初期投資である施設の建設費は民間事業者が自己の責任により負担をいたします。一方で、市は、民間が整備した施設を利用して提供されるサービスに対しまして、契約に基づき、そのサービス対価を支払う仕組みでございます。

- **鴨志田啓介委員** この廃棄物処理施設を民設民営方式によって施設整備をする事例は、全国でも事例が非常に少ないと聞いております。全国的に見ても初めてのことでないでしょうか。そうした中で心配なのは、家庭から出された缶、瓶、ペットボトルの選別作業を民間事業者に任せることへのリスクをどのように考えるのかという点でございます。例えば、事業者の資金調達があまくいかない場合や物価上昇などによる運営

資金の逼迫、事業者の倒産など、公設公営で行っていたときとは違ったリスクがあると思いますけれども、これらのリスクに対してどのように対応していくのか、伺います。

○ 吉川資源循環局長 ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいたように、この事業は20年間という長期にわたることを想定しております。そのために、常にリスクヘッジを意識していくことが非常に重要と考えております。まずは事業者を公募する段階におきまして、市と事業者とのリスク分担を明確にし、そしてリスクへの具体的な対応策、そして資金調達、長期収支等の具体的な事業計画などの提出を義務づけ、しっかりと事業者の選定を進めてまいりたいと考えております。

事業期間中は、受託者によるセルフモニタリング及び第三者モニタリングの実施、加えて本市が行う履行状況や財務状況のモニタリングを定期的実施し、そして安定した事業実施がなされているか常に確認を行いたいと考えております。

その上で、事業者による事業継続が万一困難となった場合には、事業者が事前に確保している継続事業者となるバックアップオペレーターに引き継ぐ考えでございます。

○ 鴨志田啓介委員 事業の継続性、安定性の確保をしっかりとやっていただくということで確認できましたが、そのためには外部有識者の意見をしっかりと取り入れるなど、新しい事業手法の確立に向け、資源循環局が培ってきたノウハウや経験を生かしてしっかりと検討していただくようお願いします。

次は、磯子検認所の移転整備についてなんですけれども、この磯子検認所は旧磯子工場の一角を使って運用しており、大部分が未利用となっております。旧磯子工場の立地は、周囲に住宅がなく、工業系用地として非常に恵まれた立地条件です。かねてより我が党は、脱炭素社会の実現に貢献するような利用方法も想定できるのではないかと議会でも取り上げてきました。老朽化した磯子検認所の機能の金沢工場への移転が具体化されてきたところですが、跡地活用についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○ 吉川資源循環局長 ありがとうございます。

今、委員がおっしゃっていただいたように、この土地は工業専用地域に立地している約1万平米の敷地でございます。令和5年度に民間企業を対象にサウンディング調査を実施いたしましたところ、この土地は、周辺環境から考えると、工業用途によい土地であるという高い評価をいただきました。民間事業者のニーズも確認できましたので、民間利用を念頭に置いた活用を現在検討しているところでございます。活用に当たりましては、脱炭素や資源循環の視点も取り入れながら詳細を詰めてまいりたいと考えております。

今後は、測量や土壌汚染調査などが必要となります。検認所移転後は速やかに跡地が活用できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

○ 鴨志田啓介委員 市役所全体で未利用地の活用ということが非常に弱いなと感じておりますので、この移転整備、土地の価値を十分に発揮できてない状況なので、戦略的な活用に向けて検討をしっかりとお願いします。

○ 大桑正貴委員長 他によろしいでしょうか。

○ 宇佐美さやか委員 ありがとうございます。

まず、鶴見資源化センターは先ほども委員がおっしゃっていたのですが、民設民営にするということで、事業費はどれぐらい減らせると見込んでいるのでしょうか。

○ 鈴木適正処理計画部担当部長 いわゆる我々が事業を行う公設公営に対して、約10%の事業費削減を見込

むことができます。

- **宇佐美さやか委員** 先ほどのリスクヘッジの話もあったのですけれども、この10%を削減したのために、いろんな起きてしまった、これから今後起きてしまうであろうようなこととかも本当にカバーできるのかなというのを心配しているというのと、あと、これまで資源循環公社さんがここの選別とかを担ってくださったと思うのですけれども、その方たちが引き継ぐという、単純にそういうものではないという認識でよろしいですか。

- **生井適正処理計画部長** ありがとうございます。

今、委員が御指摘の公社でございますが、今、公社は市内4か所の選別施設の運営だけではなく、本市と連携しながら市内全体の資源物ストック量の把握や夏季などの季節変動への対応など、施設間の調整の実務を担っていただいているところでございます。新しい選別施設の稼働後の運営そのものには公社は関わりませんが、本市、公社、新選別の運営事業者の緊密な連携の下、市民生活に支障のないよう、引き続き資源物ストック量の全体調整を行っていくなどを想定しております。

- **宇佐美さやか委員** これからも関わっていかれるのだと思うのですけれども、民間で資源物を処理すると、資源化が進むというような考えでよろしいですか。

- **吉川資源循環局長** 委員御存じのとおり、現在、私どもの選別センターは、いわゆる手作業が主でございます。非常にそこに働く職員の皆さんには御負担をおかけしつつ、大量の資源物の選別を行っております。それを我々としては民設民営方式という事業手法を取ることで、より柔軟に、様々な機械化ですとか、省力化投資ですとか、そういったものの工夫を重ねていただくことで、私どもの一つの形というかモデルにしたいなと思っております。これまでの従前の選別の仕方ではなくて、よりもっと省力化できて、しかも効率的にできるような工夫、これは民設民営の事業手法を取ることでより柔軟に対応できるものと考えております。

- **宇佐美さやか委員** 手作業ではなく、いろいろ機械化をしていくということで民間の力を借りるというのは分かったのですけれども、今現在、選別作業をされている方たちの処遇はどのようになるのでしょうか。

- **吉川資源循環局長** 今おっしゃっていただいたように、今4施設をやっています。そのうちの1つが鶴見資源化選別センターということで、今回、事業手法を民設民営で取り組むという流れの中で、職員の皆さんの配置ですとか、そういったものについてはこれから、今実際にそういった事業を担っている公社ですとか、それから公社の監督の下、実際に作業に当たっておられる皆さんですとか、そういった方々と調整をしていきたいと考えております。

- **宇佐美さやか委員** 現場へ行くと、夏は物すごい暑くて臭う、冬場はすごい寒いところでずっと立ったまま選別されている方たちが今頑張ってくださいている中で、不当な扱いはされないようにしていただきたいと思います。

現場がいい現場になってほしいとは思っているのですけれども、民設民営ということでリスクは本当につきものだと思うので、そこはしっかり事業者を選んでいただきたいと思います。

先ほど旭工場を休止するというのと、栄工場は今、これからどうするかを決めていくというお話があったと思うのですけれども、横浜市が持っている土地なので、横浜市民に資するものにしていただきたいと思いますので、横浜市が何をしてもいいという土地ではないということはしっかり申し上げたいと思しますので、よろしくをお願いします。

- **花上喜代志委員** 今の旭工場について確認したいのですけれども、旭工場は、1日というか、年間という

か、ごみの焼却というのはどのくらいやっていたのですか。

- **生井適正処理計画部長** 旭工場の年間処理量なのですけれども、今……失礼しました。年間、4工場で約80万トンの焼却をしておりまして、旭工場は焼却能力が他の3工場より小さい工場でございます、大体、年間十四、五万トンのごみを焼却しております。
- **花上喜代志委員** 11.5万トンということですか。
- **生井適正処理計画部長** 年間で十四、五万トンのごみを焼却しております。
- **花上喜代志委員** そうすると、これを休止したことによって処理していたごみを他の工場に持っていくというような、そういうことになるのでしょうか。
- **生井適正処理計画部長** 委員の御指摘のとおり、旭工場に搬入されたごみを、例えば都筑工場とか、金沢工場とか、ほかの工場に振り分ける想定でございます。また、市内には4つの中ごみ中継輸送施設がございますので、そちらのほうにも振り分けながら、収集と処理に支障がないようにバランスよく処理をしていく想定でございます。
- **花上喜代志委員** 今の御説明だと、旭工場を休止しても、ごみの焼却については全く問題はないと、こういう理解でいいですか。
- **生井適正処理計画部長** 冒頭、局長のほうから答弁があったように、今後、4工場のごみ焼却量は80万トンなのですが、旭工場を休止したときの3工場のごみ処理能力は90万トン計算上でございますので、3工場体制であっても処理能力は余力として十分なものと認識しております。
- **花上喜代志委員** 分かりました。理解をいたしました。この旭工場については、余熱利用施設というのがあると思うのですけれども、それについてはどういう考え方でいいのですか。
- **生井適正処理計画部長** 現在、旭工場に福寿荘という老人福祉センターと、あと旭プールと2つございますが、旭工場休止後は、その福寿荘と旭プールのところに熱源となるボイラーを設置しまして、そこから熱源を供給するという想定でございますので、いわゆる営業には支障はないような状態にしていく予定でございます。
- **花上喜代志委員** 私はしばしば旭工場のプールを利用して、あそこでスイミングをやっていたので、それがなくなるということはないと。それから、福寿荘、それも今までどおり継続していけると、こういうことについては間違いありませんか。
- **生井適正処理計画部長** この老人福祉センターとプールのほうの所管は、それぞれ健康福祉局とにぎわい局のほうが所管しておりますので、またその両局の方向性の中でどうするかということが検討されていくのかなと思いますので、当局としては、もし継続となった場合でも運営に支障がないように、電気と、あとは熱源のほうは供給していくというスタンスでございます。
- **花上喜代志委員** そうすると、今までどおりプールも老人福祉施設も利用できるという、そういう今見通しの中で考えているということで理解していいのですか。
- **吉川資源循環局長** 今、委員が御心配いただいている部分なのですけれども、私どもとしては、とにかく現在旭工場が供給している熱源の部分ですとか、そういった部分を、令和10年度に休止の予定で進めておりますけれども、そのときに今言った老人福祉施設ですとか、プールですとか、こういったところの運営ですとか、そういったことに支障がないように、そういう手だてではしっかりと資源循環局として講じるということでございます。今お話があったプールですとか、そういったところの運営を今後どうするかにつきまして

ては、にぎわいスポーツ文化局ですとか、あるいは財政局ですとか、そういったところで検討していただけるものと考えております。もちろん私も、今申し上げたように従来から熱源を供給している事業者といまして、そこに参画はしてまいりますけれども、プールですとか、そういったものの今後の運営そのものについては、そういった所管しているところがしっかりとこれから検討して、委員の皆様方にも御説明をさせていただくものと考えております。

- **花上喜代志委員** 今の説明を聞くと、資源循環局だけで決められないみたいなお話なのだけれども、そうなる副市長に、地元の方々はこの旭工場の余熱利用施設については多くの方が利用して、非常に評判がいいのですよ。これがなくなっちゃうと大変だなという、そのように我々を見るのだけれども、それを引き続き継続して営業していただけるような、そういう考え方についてはいかがですか。
- **鈴木副市長** 吉川局長のほうからの答弁は、この工場の廃止イコールほかの施設の停止というものではないということでありまして、稼働するのであれば、熱源、電源はちゃんと供給するということまで、資源循環局としては、そういうことでございます。その前に宇佐美委員からも跡地の話もありました。跡地と、それから付随する、今、花上委員のほうの指摘の施設については、地元の声もしっかり受け止めて、全市民的な観点でいろんな局がしっかりと議論する場を設けて、市政として何が一番正しいかということを見極めながら、市民から預かっている大事な財産ということを意識して整理してまいりたいと思います。
- **花上喜代志委員** 利用者の方々の意見は、引き続きこれを残してもらいたいと、そういう声ばかりなので、ぜひその辺を踏まえて利用者が困ることがないように、継続していただくように強く要望しておきたいと思っております。
- **生井適正処理計画部長** すみません、先ほど旭工場の焼却量の話で、14万～15万トンと申し上げましたが、正確には、令和6年度の実績でいいますと、12万1197トンということでしたので、少し私が先ほど申し上げたようにも2万トンぐらい低い処理量ということですので、訂正させていただきます。
- **花上喜代志委員** 了解です。
- **市来栄美子委員** 御説明ありがとうございました。

私のほうからは都筑工場の再整備というところで、8年間ですか、令和13年から21年までかかって建設工事をされる御予定というところで、焼却施設の更新等、脱炭素戦略の整合性についてお伺いしたいと思います。

本市は2050年にZero Carbon Yokohamaを掲げて、2030年には50%CO<sub>2</sub>削減を目標に動いているところだと思います。焼却施設は市民生活を支える非常に大切なインフラである一方で、CO<sub>2</sub>の排出源でもあります。現在の稼働状況で、市民の人数も減っているというところで、先ほどお話もあつたように、ごみ全体としては減ってきている御状況かと思うのですが、このごみ減量が進む中で、この施設、都筑工場再整備ということなのですが、同規模の更新で、同規模の金額で再整備を御予定されているのかどうか、お聞かせください。

- **鈴木適正処理計画部担当部長** 都筑工場ですけれども、今現在は日量1200トンのごみを燃やせる工場となっております。今後の人口減に伴いまして、またごみのこれからの分別・リサイクルの推進というところでごみ量が徐々に減っていく見込みとなっておりますので、現状の1200トンから新たな都筑工場では900トン程度の処理規模にダウンサイジングを今考えております。
- **市来栄美子委員** ありがとうございます。

カーボンニュートラルとの整合性というところで、焼却の炭素強度を下げるための戦略が大切ではないかと思っております。焼却依存型から環境型社会への転換をすべきときなのかなとも思っております。前回のみどり環境のほうでも、家庭ごみから出るCO<sub>2</sub>が一番多いというところで、ここをどのように削減していくかというところで、皆様、涙が出るようないろんな工夫をされていて、SAFですとか、いろいろ行動変容を変えていく動きがあると思うんですね。市民は7割方意識されていて、自分も行動をしていこうと思っていられるところであるわけなのですけれども、生ごみ1キロ当たりに出るCO<sub>2</sub>が大体2051.3グラムというところらしいです。例えば藤沢市では、マンションとかがあるので、50戸を超えるような大型施設に関しては、そのマンション一つに対してごみ処理機を自力で持つように条例で定められているようなんですね。

本市といたしましては、二、三十年で老朽化施設、そのたびに更新していく、変えていく、整備をしていくというリサイクルにされるのか、それとも民間民営方式にもされるということをされていましたがけれども、基本的にはPFI方式で委託する感じになると思っております。それとは別にかどうか並行して、今回の更新、建築の期間を使って、ほかの例えば、せっかくですのでGREEN×EXPO 2027に出展しているような家庭ごみを有機肥料に変えるような仕組みですとか、堆肥に変える仕組みですとか、そういう民間企業さんも今回出展されるところがあるかと思うんですね。そういったところとの併用みたいなところに関しては、どのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

- **江口政策調整部長** 今、委員がおっしゃったように、カーボンハーフとの整合という部分で考えますと、ごみ処理に伴って排出される温室効果ガスの9割がプラスチックを焼却することによるものになります。今、生ごみを焼却したことによる温室効果ガスのことをおっしゃいましたが、実はこの生ごみの量はその食物、生ごみが育つ、生育する段階で大気から吸収したものを放出しているという考え方になりますので、実は生ごみを燃やしても温室効果ガスは増えないというのが一応国際ルールになっております。

そういった意味では、プラスチックをどう減らしていけるかということが一番のポイントになるわけですが、昨年4月から始めた全市拡大でのプラスチック分別、これが目標を達成できますと、温室効果ガスが約2万トン減ります。それ以外の部分を考えますと、この2万トン減った段階で大体15%ぐらい温室効果ガスが減らせるという見込みになっております。

この燃やすごみの中のプラスチックのさらに組成を細かく見てみますと、プラスチック製容器包装など本来ごみに入るべきものでないものと、あとはゴムやプラスチックなどでできた複合製品など現状リサイクルが困難な、そういった製品に大別されます。我々としては、そこをしっかりと状況を把握しながら、これをどう減らしていけるかということをやっていくことがまずファーストステップだと思っております。

そして、もう一つ生ごみの堆肥の話がございました。昨年の12月に発表させていただきました新たな中期計画の素案のほうにも記載をさせていただいているのですが、本市は循環型都市を目指してサーキュラーリンクの推進ということで、6つの分野でサーキュラーエコノミーを推進していくということを考えております。そのうちの一つに、食品廃棄物を活用した循環を進めていくということで食べるサーキュラーというのを掲げてございます。その取組で、家庭や飲食店、小売店から出る生ごみの堆肥化等の取組を検討しております。多くの方に取り組んでいただくための具体的な取組については、また今後さらに詰めていきたいと思っております。委員がおっしゃった堆肥を作る機械の活用というのも一つの選択肢だと考えております。今後、幅広く考えていきたいと思っております。

- **市来栄美子委員**   ありがとうございます。  
他局とも連携しながら進めていただければと思います。ありがとうございました。
- **大桑正貴委員長**   では、よろしいでしょうか。  
(発言する者なし)
- **大桑正貴委員長**   他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
以上で資源循環局関係の審査は終了いたしました。  
本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。  
次の委員会の日程ですが、2月16日の月曜日午前10時より委員会室4において開会いたしますので、よろしくをお願いします。



◎ 閉会宣言

- **大桑正貴委員長**   本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後0時21分

# 速報版